

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

平成 3 0 年 5 月 1 5 日

○出席委員（12名）

委員長 坂倉紀男
委員 奥村敦
委員 河村孝
委員 木下順一
委員 戸上健
委員 世古安秀

議長 浜口一利

副委員長 井村行夫
委員 片岡直博
委員 山本哲也
委員 中世古泉
委員 坂倉広子
委員 尾崎幹

○欠席委員（1名）

委員 橋本真一郎

○説明出席者

- ・寺田総務課長
- ・山下企画財政課長、北村補佐

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水敏也

書記 中山真緒

次長
兼庶務係長 上村純
兼議事係長

(午前11時37分 開会)

○坂倉紀男委員長 それでは、議員の皆さんには本会議、そして全員協議会に引き続いての会議になります。大変ご苦労さんでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を再開いたします。

橋本委員から体調不良のため欠席の報告がありましたので、ご承知おきください。

これより議事に入ります。

協議事項1、調査事項についてであります。

お手元に配付してあります調査事項についてご検討いただいているところですが、26項目のうち、斜線が引かれております11項目につきましては委員会で既に決定され、残り10項目については検討中または未着手、番号22から26までの5項目については、今回新たに追加されております。本日は番号15、18、22から26を審査していきます。

まず、番号18、24について協議していきます。

番号18について、現在保留となっておりますが、この内容に加えて新たに市長名で依頼がありましたので、番号24として追加し協議していきます。

現在の状況を事務局に説明させ、担当職員に説明していただきます。

事務局。

○中山書記 番号18についてですが、2年ほど前になります。平成28年12月の委員会で補正予算の繰上充用を地方自治法の第180条の専決処分に加えるということで検討いただきましたが、そのときは保留ということで専決処分には加えずに終了しております。

それで、お手元に専決処分事項の指定についての一部改正協議について（依頼）ということで、市長名で依頼が議長宛てに来ておりますが、こちらを新しく番号24として加えてご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○坂倉紀男委員長 課長。

○山下企画財政課長 企画財政課の山下です。よろしくお願いたします。

それでは、4月13日に市長から議長宛てにご協議をお願いしておりますこの件につきまして、概要をご説明申し上げます。

事前に配付していただいております資料をお願いします。

まず、右端に囲みで「改正案」と記載していますページになります。

地方自治法第180条第1項の規定により、本市の例規上、市長において専決処分することができる事項は、現在、次の第1号から第3号までが指定されております。

(1) 1件50万円（自動車の運行により人の生命または身体を害した場合にあっては、自動車損害賠償保障法の規定に基づく保険金額の最高限度額）以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること。

(2) 市営住宅に係る訴訟の提起、裁判上の和解及び調停に関すること。

(3) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。

今回これに加えまして、下線が引いてあります次の2号につきまして、新たに追加をお願いするものです。

(4) としまして、災害及び突発的な事故等により、必要となる維持補修、工事及び支援活動で緊急を要する歳入歳出予算を補正すること。

(5) 会計年度終了後において歳入が歳出に不足する場合に繰上充用金として補填するために歳入歳出予算を補正すること。

この追加をお願いする理由につきましては、改正案の裏側の専決処分事項の指定についての一部改正要望事項と書かれたページをお願いします。

次の2項目を新たな号として追加をお願いいたします。

①としまして、災害及び突発的な事故等により、必要となる維持補修、工事及び支援活動で緊急を要する歳入歳出予算を補正すること。

これは、昨年10月22日の台風21号による災害では、予算の措置としまして、議会による補正予算が11月1日に可決がされるまでの間、初動対応で大変苦慮した経緯もあり、災害等からの応急復旧や市民への支援活動を速やかに行うためにお願いするものです。

次に、②としまして、会計年度終了後において歳入が歳出に不足する場合に繰上充用金として補填するために歳入歳出予算を補正すること。

これにつきましては、地方自治法施行令第166条の2では、会計年度における歳出はその年度の歳入をもって充てなければならないとしております。しかし、予期せぬことからその年度に収入予定を確保できず、歳出に対し歳入が不足する場合があった場合、現行法では赤字決算を予期していないことから、会計年度が経過した後に歳入が不足するときは、翌年度の歳入でその不足分を補填する繰上充用が定められているものであります。実務上、出納閉鎖日、5月末日の15時以降に各金融機関からの公金を取りまとめて、集計後に繰上充用が必要なことが判明した場合、補正予算書を作成しまして、決裁をして、印刷してその日のうちに議案を上程し可決いただくことは、事務執行における時間的制約があり、極めて困難なことから、繰上充用につきましても専決処分事項にさせていただきたく、お願いするものであります。

以上、私からの説明を終わります。

○坂倉紀男委員長 説明は終わりました。

この件についてご質問やご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ないようですので、それではこの件はそうにいたします。終わります。執行部の皆さんはお疲れさんでした。退席してください。

よろしいですか。続いて、番号15をごらんください。

提案者である世古委員から説明していただき、事務局からは補足説明をさせます。

世古委員。

○世古安秀委員 私のほうから提案をしましたので、説明をいたしたいと思います。

検討内容に書いてありますように、委員長報告を全議員に配付またはデータ送信ということで、現状につき

ましては、常任委員長報告につきましては、各常任委員会の委員にだけしか報告はされていないということで、ほかの所管の委員会以外の報告についても、全議員に報告をしてもらったらいのじゃないかなと、共有をしてもらおう。議決をするというのは全員が議決をするわけですから、全員がそういう委員長報告を見て、いいかどうかという判断をしてもらおうというふうにしてもらえばいいかなと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

以上。

○坂倉紀男委員長 説明は終わりました。

事務局。

○中山書記 委員長報告ですが、委員長報告が委員長の確認がとれた時点でメールで全議員に送らせていただきまして、メールでもう送らせていただいておりますので、当日の配付はなくすという方向でお願いしたいと思います。ご異議がなければ6月の議会から開始したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○坂倉紀男委員長 ただいまの案件につきまして、ほかにございませんか。異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ないようですので、それではこの件はそのようにいたします。

続いて、番号23をごらんおきください。

番号23について、多数の委員から提案をいただいております。事務局から説明をさせます。

○中山書記 行政視察後の報告書提出ということで、現在、委員会で行く行政視察は、報告書は事務局の随同行の復命書のみとなっております。政務活動費で行っていただく視察は報告書を皆さん提出いただいておりますが、委員会のほうは提出いただいているということで、検討内容としましては、視察後、議長宛てに報告書を提出いただきます。報告書を提出いただくことで、委員同士はもちろんですが、行っていない全議員にも共有ができるということで、本日決定いただきましたら、今年度の行政視察分から実施したいと思っております。

報告書の提出の仕方についてですが、報告者についてです。委員長名で議長宛てに提出することにはなるかと思いますが、今現在、他市さんを見ても報告書の提出の仕方がいろいろありまして、委員長が取りまとめて一つの報告書を提出するような形と、委員長名では提出するんですが、所感として1人ずつの所感を載せる視察報告と2パターンありまして、所感は一人一人違いますので、政務活動費のほうも一緒に行っていただいても1枚1枚出していると思っておりますが、所感は1人ずつのものを載せたほうがいいのではないかなというのが事務局の提案です。

以上です。

○坂倉紀男委員長 事務局からの説明は終わりました。

この件についてご質問やご意見はございませんか。

(何事か発言するものあり)

○坂倉紀男委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ひとり言で申しわけないんやけれども、横並びになるような結果でもよろしいということやね。

○坂倉紀男委員長 みんなが同じ思いやったということです。

山本委員。

○山本哲也委員 僕もこれ言わせてもらったうちの1人なんですけれども、僕の案としましては、僕は委員長名で報告が1枚上げればいいのかなというふうには思うんですけれども、それをまとめるのは委員会、委員長のやり方とかどうこう、委員会の中で皆さんから意見いただいてとか、皆さんから1枚ずつ出してもらって、それをまとめるようにしてもらいますとか、その辺、逆に委員長がこうやって書いてきたんやけれども、どうやろうとやるのは委員長の采配次第かなとは思いますが、その中にこういう意見もあったよとかというのがあればいいかなと思うので、一人一人その視察に対してどう思ったかという、どういうものが得られたかとかという部分はどこかで意見出しする必要はあるかなとは思いますが、一人一人が議長宛てに出すとかというよりは、僕はもう委員長が今回の視察はこうでしたという報告書であればええかなというふうに思います。

○坂倉紀男委員長 わかりました。

事務局。

○中山書記 一人一人出す場合も、目的と日付とかを一番最初にぼんと出して、委員長名で一つの報告書として提出する形でいいのかなと思っております。

○坂倉紀男委員長 山本委員。

○山本哲也委員 それもあるかなと思うんですけれども、あくまでも僕は報告者は委員長の1枚で、委員長がその視察をしてきてどうやったかというのをまとめた1枚でいいと思うという意見です。その中に各個人、皆さん行ってもらった委員会メンバーの意見が中に入っているのはもちろん当然なんですけれども、委員会としてこういうふうはこの視察をしてきました、結果こうでしたという報告は、僕は1枚でいいと思う。

○坂倉紀男委員長 ほかにどうぞ。

世古委員。

○世古安秀委員 そうすると山本委員の言うのは、各協議をする場所が要ということやね。委員長報告をつくる今回の視察については、目的はきちんと相手の市側に伝えてあるわけですから、質問事項も伝えてあるわけですから、それに対してどう思うか、どう感じたか、今後どう生かしていくかということに対してのコメントを各委員から言うか、もしくは報告書を委員長宛てに出すかと、そのどちらかということになるんだよね。

○坂倉紀男委員長 山本委員。

○山本哲也委員 この25番の案件にも係ってくるんですけれども、委員会をふやしていこうやという中でそういう時間をつくっておれば、僕はそういう話もできる場所ができるんかなと思うので、僕はその提出の仕方についてはそういうふうにしていいかなというふうに思います。

○坂倉紀男委員長 戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 意見ありません。意見ありませんけれども、それぞれの委員会によって委員長が各所属の委員からメモみたいなを出してもらおうものでもいいし、委員長に文才があって全体を統括できれば、委員長がみずから書いても僕はいいと思います。しかし、あくまでも委員長が書くべきであって、事務局が代筆するようなことをしないということを確認しておかなければいかんというふうに思っております。

○坂倉紀男委員長 議長。

○浜口一利議長 議長に報告ということやな。例えば同じ視察、委員会でこれを目的にというのを前提で行くこ

とで、それは理解できるんですけども、それに対する各議員の受けとめ方という部分をどこでどのようにというのがちょっと。そうやで、今言われたように、視察行ってきて報告書をまとめるのに委員会を開いてという過程の中で上がってくるということで、それでいいと思うんですけども、こんな意見があったということは、やはり報告書の中に記述してあれば、記述があって当然だと思うんで、そのあたりも明確に報告を上げていただければいいと思うんですけども。1人ずつの意見というのはやっぱり大事なところやと思うんですけども、それを委員会でまとめて報告するという形はそうであってもというところなんですけれども。

○坂倉紀男委員長 山本委員。

○山本哲也委員 これは僕さっきも言ったんですけども、25番とセットの話やと思うんですよ。そうやで、委員会を重ねる時間をつくるとか、その委員会内で話す時間をつくるとかという部分において、こういう視察の報告とかという部分を、どうやったかという話し合う時間をつくるべきやと思うんで、なので、だからそこでしっかり話すことが大事で、報告書の中に1枚1枚1人が書くとかというよりも、そういうことです。何せ、もちろんそれは漏れなくまとめてもらうのが一番いいんでしょうけれども、もちろんその委員会として大多数の意見であったりですとか、そういう何を感じて何を見てきたかとかという部分においては、僕は全員が書くというよりは、委員会でこうやったというのを、この25番とあわせてそういう時間をつくることができればいいんじゃないかなというふうに思いますという話です。

○坂倉紀男委員長 世古委員。

○世古安秀委員 視察に行った成果をやっぱり委員会で共有するのと、もう一つは行っていない人、ほかの委員会の委員にも共有をしてもらうということがやっぱり大事だと思うんです。そういう意味からすれば、きちんとこれ出してもらって、ちょっとそういう協議をする場所か、もしくは各人が感想だけ、考察だけ委員長に届けるようにするか、メールで届けるようにするかのどちらかということになってくると思うんです。

○坂倉紀男委員長 河村委員。

○河村 孝委員 まさしくそこなんと違うんですか。行っていない人も含めて、今回の文教のパターンで言うと、いついつまでに質問事項を出してください、その質問事項が行っている、向こうに。それに対する答えが文書なり口頭で出てきた。それを取りまとめて、文教の委員だけじゃなくて、総務民生のほうの人たちもわかる、もしくは全職員がそういうもの、議員らこういう視察に行ってこういう勉強してきたんやなど、そしてこういう所見を持っておるんやなどというのを情報共有するというのが一番大事であるのと違うんかなと。だから、これを公開せんだら何も意味がなくなってしまう話なんで、みんなでその情報を共有すると。

その進め方については、まずスタートを切ればいいと思うんですよ、これええ話やから。じゃ、その進め方は、その各委員会でこういうふうにしていったらもっとわかりやすいんと違うんかという細かいルール決めは後々各委員会でもんで、あとは議運なりどこかで総務と文教で同じやり方にしようかというようなすり合わせをしてもらうということでもいいんと違うんですかね。その大前提として、やっぱり全員でその情報を共有するところがないとぼやけてしまうと思うんで、そこまでええんと違うんですかね。

(「1個だけ」の声あり)

○坂倉紀男委員長 山本委員。

○山本哲也委員 すみません、事務局に聞きたいんですけども、例えば報告書とかは、書式とか体裁とかは統

一したものじゃないとあかんとかというのはあるんですか。

○坂倉紀男委員長 事務局。

○中山書記 いけないことはないですが、統一していただいたほうがいいのかと思います。

○坂倉紀男委員長 世古委員。

○世古安秀委員 ミライトークの報告書を、番号を確認しながら何かつくるとか。

○井村行夫委員 様式というのか。

(「様式は何もないやろ」の声あり)

○坂倉紀男委員長 事務局。

○中山書記 ベースにするのであれば、政務活動費のほうで様式、視察報告書というのを提出していただいていると思いますので、それをベースに委員会用につくりかえていくのがいいのかなと思います。

○坂倉紀男委員長 山本委員。

○山本哲也委員 何で聞いたかという、決めるところというのは、その報告書の内容とかその出し方とかというところまで決めやんでも、こういうふうにやって委員会を出すよというところだけ決めておいて、例えばやってみて、このほうがいいよねというのであれば、もう柔軟に対応していけばいいところなんかなどは思うんで、こういうふうな報告書を出しますよというところまで皆さんから判断してもうといたらええんかなというような感じなんですけれどもね。それじゃまずいかな。

(「ちょっといいですか」の声あり)

○坂倉紀男委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり行政視察というのは先進事例を見に行っておくと思うんですよ。その人のとり方で、よかったという言葉だけでもええと思うんです。それはなぜかという、それを題材に次の質問をつくったり、その人らのスキルをやっぱり次につなげていかないかん。報告書を出すからいいんじゃないしに、本来は変えていかないかんという、結果を次につなげていかないかんよって、これはもう委員長の仕事は大変やと思うので、委員長手当をふやすことが大事かなと思っています。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

(「ちょっとその件につきまして最後に1点だけ」の声あり)

○坂倉紀男委員長 世古君。

○世古安秀委員 議員のほうで議会のほうで情報共有して、あと、それじゃ執行部のほうへもやっぱり提供というか、そういうふうな、もちろん一般の市民にもこういう活動をしてということをやらないかんですよ、前提ということで。

(「議会だよりとかそれへ載せやなあかん」の声あり)

○世古安秀委員 それが大事だと思うんですよ。それだけ確認。

○坂倉紀男委員長 広子委員、ありますか。

○坂倉広子委員 ないです。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

(「ない」の声あり)

○坂倉紀男委員長 もうよろしいか。

それでは、ないようですので、事務局のほう、今の件についてご理解願えましたですか。よろしいか。

(「それで結構です」の声あり)

○坂倉紀男委員長 それでは、この件はそのようにいたします。

続いて、番号22について、事務局から説明をさせます。できますか。

(「22だけやで」の声あり)

○清水事務局長 22と25と26とあと3件ございます。

(「丸ついていないけれども、26やるんやね」の声あり)

○清水事務局長 はい。

(「25、26もやるわけでしょう」の声あり)

○坂倉紀男委員長 やる。

(「10分や20分じゃ済まん」の声あり)

○坂倉紀男委員長 25、26やりますよ。一旦暫時休憩しますか。

(「はい」の声あり)

○坂倉紀男委員長 それでは、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

(午後 0時02分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○坂倉紀男委員長 それでは、議会改革推進特別委員会、午後の部に入ります。

大変お疲れのところ申しわけございません。

続いて、番号22について、事務局から説明をさせます。

事務局。

○中山書記 番号22、調査事項の6ページ、ごらんください。

議選監査委員の取り扱いということで、現在、議会選出監査委員、井村議員さんに1名出ていただいておりますが、地方自治法第196条、平成29年6月改正という資料をごらんください。

昨年6月に改正されまして、4月1日施行ということで既に施行されております。こちらで、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるということで改正されまして、今までは議員のうちから監査委員を選出するということが決まっていたんですけども、条例で廃止を規定することによって、議選監査委員を選出しなくてもよくなりました。こちらについては、執行部との調整も必要であると思っておりますし、結論はすぐ出ないと思っておりますので、一応説明だけということでお話しさせていただきました。

第31次地方制度調査会という答申が出ておりますが、議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものであり、そうした役割を担うことについて評価する考え方から、引き続き議選監査委員を存置することも考えられるが、一方で、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方もあることから、各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべ

きであるということで、決めるのは各自治体の状況とかを見て判断してくださいということで出ておりますので、議会改革の中でこれから議論していただきたいと思います。

きょうは説明だけとさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○坂倉紀男委員長 説明は終わりました。

この件について、今申し上げましたように、事務局が言っておりますように、深く内容には入っていきませんが、軽い質問がありましたら言ってください。

山本委員。

○山本哲也委員 これスケジュール的にはどんな感じですか。例えばもう早速、多分次年度にはそういうところが出てくるのかなというふうに思うんですけども、そのスケジュールはどういう形で進めるんですか。今後この委員会ではどういうふうな感じでやって、どのタイミングで判断してとかというのは。

○坂倉紀男委員長 事務局。

○中山書記 もし議選監査委員を廃止することになれば、またもう一人、誰か別の監査委員を選ぶこととなりますので、その時期なんですけど、来年改選を迎えておりますので、それに合わせてもし廃止するのであれば決められたらと思うんですけど、その新しい別の方を選ばないといけないということもありますので、年度ぎりぎりになってしまいますと、そこら辺も困ってきますので、年内もうちょっと早くという形にはなるかと思ひます。

○坂倉紀男委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 スケジュールの前に、もうこれ議論されておいて、本来議員の監査は廃止して監査法人、外部監査として、政令はそれをやっておるわけやけれども、まだ議員選出のあれも置いておるんですけども、ここに最後に書いてある、より一層な監視能力のある人がやっぱりやっていく。それはなぜかということ、社会資本投資というのは、もう経営で監査します。やっぱりおくれしておる市町に関しては、今までどおり運営という形で監査しておるもので、そこら辺はもうこれ言われておるように議員の専門職ではないと。これはもう早う進めてもらって、より一層やっぱり知識のある方々、専門職の方々に監査してもらって、いい悪いはやっぱり判断してもらわな、自分らではわからん部分が余りにも多過ぎる。それは東海、22年、23年で国の指針のほうで道州制の中身でも出ていましたんで、これこそやっぱり早くするべきかなと思ひています。

以上です。

○坂倉紀男委員長 この件について、このあたりでもう別に席を持つということにいたします。したがって、それではこの件は終了いたします。

続いて、番号25について、議会運営委員会から提案ということで、委員長の世古委員から説明をお願いします。25、ちょっと目を通してください。

世古委員。

○世古安秀委員 先般の議会運営委員会の中で、本当は議会運営委員会の議事の中ではないんですけども、終わった後でいろいろと話す中で出てきまして、加賀市へ議運の昨年度の視察に行ったときに、常任委員会を毎月定例的に開いているということでした。それで、鳥羽市議会は本会議の開催されるときに委員会を開かれますけれども、ほかの日にち、月については開いておりません。それで、いろいろとその加賀市の委員会の中

では、月に1回定例的に開いてさまざまな各委員会での課題とか勉強会とかというふうなことも含めてやっているというふうなことも聞いてきましたので、鳥羽市もぜひそういう方向でさまざまな議論をするという場にしてはどうかというのを、委員会後のいろんな話の中で出たということですので、そこで皆さんで一度ご検討をお願いしたいと。

定例会は年に4回開いております。3月と6月と9月と12月に開いておりますので、そのときには委員会がありますので、それ以外の月に常任委員会を開くと。それぞれ文教産業と総務民生と二つ委員会ありますけれども、それぞれの委員会で開いて、そのときの課題を議論したり、さまざまな勉強会をしたり、きょう午前中も議論がありましたその委員会の報告をどうまとめるか、どういうふうなことをするかということも議論したりというふうなことも含めて、本会議が開かれない月に月1回常任委員会を開催してはどうかという意見がありましたので、ちょっと皆さんにお諮りをしたいというふうに思います。

副委員長、何かつけ加えることがあったら。

○坂倉紀男委員長 山本委員。

○山本哲也委員 現状通年ということで、一応委員長が招集すればいつでもできるというのは今でもいつでもできるんですけども、それをルール化じゃないですけども、明確に皆さん最低でも月1でどうやろうかというようなことをすれば、もっと活性化するんじゃないかというのは話でなりましたんで、ご協議いただければなというふうに思います。

○坂倉紀男委員長 説明は終わりました。

ご承知のように、議会運営委員会は議会組織の中でも最も重い責務を背負っているというふうに私も常々考えておるんですけども、この今の世古委員、あるいは山本委員の意見について何かご質問やご意見はございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 これ書いてもらっているように、公式的な会議ではなく任意の会議として集まると提案をいただいた理由を教えてください。

○坂倉紀男委員長 世古委員。

○世古安秀委員 公式の委員会を開くとなると費用弁償が発生するということになりますので、それと議事録もやっぱりきちんととらなければいけないということになりますので、そうするとまた事務局の負担も多くなるし、また予算化も検討しやないかと、予算も上げやないかとということになりますので、最初は私が考えるのは、将来的には公式にするにしても、まずは一旦非公式でやって、いろいろな勉強会でというところからスタートしてはどうかというふうに思います。理由はその二つです。

○河村 孝委員 わかりました。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 ここにもう「月に1度」と書いてあるんですけども、そこはやっぱり各委員会で話してもらった中身でもいいですけども、ただ、今の現状が僕の文教産業委員会のほうでも問題になれば集まります。きょう出してもらったように、この今の鳥羽市の現状のような報告があったら、次はこれをどうやって活性化

に向けていくというような議論を、できたらうちの委員会なんかはしていくべきやと思っていますので、そういう中身ではこのあいておる期間、常任委員会で集まっていたら問題点だけ、問題点なんですけれども、悪い問題点じゃなしに、やっぱり一歩前へ進んだ議論は議会ではしておるというだけで、執行部はもっと励みになるんじゃないかなと。

きょう何か知らんけれども、文教産業委員会全員集まって議論し始めたぞと。それは活性化の話やったぞという言葉だけでも、みんながスキル上がって、より一層前へ進んでいけるという、いい方向に流れるんじゃないかなと思っていますので、議会運営委員会で話し合った中では、そういう僕は考えをちょっと示させてもらったんですけども、これはやるべきやと僕も思っていますので、それが月に1回なのか、ひよっとすると月に2回でもいいんじゃないか、それか2カ月に一遍でもいいんじゃないかというのは、それはまた委員会で話してもらったらい話やと思いますので。ただ、あいておる時間が2カ月あいてくるというのは、ちょっとみんなの共有認識も保てるんじゃないかなという議論の中で議論ができるんじゃないかということで前へ進みたいと思っていますので、よろしく願います。

○坂倉紀男委員長 わかりました。

河村委員。

○河村 孝委員 当然、広報広聴委員会のミライトークで吸い上げて意見をまとめました。今、各委員会に振ってもらっておるわけやけれども、そういうところの議論も視野に入れてというふうに考えていいのか、それはもうそれで公式の常任委員会で議論してもらおうということなのか、そういうところも見据えての話なのか、ちょっと説明いただきたいんですが。

○坂倉紀男委員長 世古委員。

○世古安秀委員 そこまではまだ前回の議運の中では話していなかったんですけども、基本的にはそういうミライトークの中で上がってきた課題についても、定例会の常任委員会でその他の件でやるか、もしくはこの毎月行われる、それ以外に行われる常任委員会の中で話すかということは、それはまた委員会の中で話を調整してもらって、議題としてどうするかということは検討していただけたらいいかなというふうに思います。

○坂倉紀男委員長 よろしいですか。ほかに。

議長。

○浜口一利議長 この間の議運でこのような話が出たということで、大変鳥羽市議会としては本当にいいことだと思います。ご承知のように通年議会で鳥羽市議会はやっていますけれども、通年議会のメリットである委員会の動きというのがなかなか活性化できづらいという部分が、これで解消できるのではないかなというところもあるし、やはり市内の今現実にヒットする問題について、そういう話を持ち寄って何かの形で政策提案とか、こんな解決策があるかというような話が委員会できれば、いい方向に向いていくというような、そういうところがありますもので、ぜひともこれは何とかいい方向で実施していただけたらいいかなと思っています。

○坂倉紀男委員長 世古委員。

○世古安秀委員 ちょっと一つつけ加えますけれども、ここの会議の中で委員会で議論をするということだけ

やなくして、現場に行ってやっぱりその人たちの意見を聞いたり調査をしたりという、そういうことも含めての委員会活動というふうになりますので、そういうこともちょっと想定しておりますので、よろしくお願ひします。

○坂倉紀男委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 議会運営委員会で長浜と加賀市視察しましたがけれども、両方とも毎月1回の委員会、常任委員会ですけれども、開いておりました。私もそれぜひやるべきだということを提起しましたがけれども、全国の先進のスタンダードはもう月1回委員会、これはもう最低です。例えば、これは岡崎市議会なんだけれども、この総務委員会は毎年の初めに、今年度の調査研究項目という課題を決めるんです。ことしは地域防災です。どういうふうにするかという、6月からまず中部空港海上保安航空基地を館内視察すると。それから、次に大規模な防災訓練がここもあるんだけれども、訓練終了後に安全協働課、これは市の協働課だけれども、それと消防本部と訓練の検証を行うと、委員会が。それから、次に医療・救護における市民病院の施設対応と所掌事務について現地視察を行う。それから、防災行政無線について現地視察を行う。防災についての先進地に現地視察をすると。そういうふうに委員会が本当にフットワーク軽く、世古さんもおっしゃったけれども、勉強もして、現場も行って、そして視察もして、そして研究をして、その年度末に調査研究、その1年間のやつをまとめて公表するわけです。鳥羽もぜひ僕はそういうふうにしていくべきだというふうに思います。

○坂倉紀男委員長 ほかにありませんか。他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

○坂倉紀男委員長 それでは、この件はそのようにいたします。

世古委員。

○世古安秀委員 ほかにの人にもちょっと意見。ちなみに、前回の議会運営委員会に出席されていたのは、尾崎議員と山本議員と、それから……

(何事か発言するものあり)

○世古安秀委員 最後に言おうと思って。それで坂倉広子議員と戸上議員と副議長と私と、それから議長と、その議員が入っていましたんで。それ以外の議員にちょっとぜひこういう方向で行こうやということに対して、またぜひ。

(「議運の話をしておるんですやろ」の声あり)

○世古安秀委員 さっきのメンバーはみんな、それ以外の人にちょっと。

○坂倉紀男委員長 次長。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 仮の話ですけれども、二つの委員会が同時に動いたとしても、今年度、今のところ5,460円が1日の費用弁償です。

(「委員長」の声あり)

○坂倉紀男委員長 世古委員。

○世古安秀委員 それ以外の人にも、さっき言ったメンバーが議運で話し合っていましたんで、共有してましたので、それ以外の人のご意見も聞いていただいたらどうですかということです。

○坂倉紀男委員長 しっかり促していますよ。ご意見はございませんか。

○尾崎 幹委員 6月議会で一遍委員会の中でもちょっと議論して、本当に月に一遍するのがええんか、2回のほうがええんか、それとも2カ月に一遍がええんかはちょっと諮りたいと僕は思っていますので、そこら辺、することは前向きにもう前提で議論したいと思いますので。

(「必要になってくると何回も開かなあかんようになると思うよ、これは」の声あり)

○世古安秀委員 委員会は委員長の招集によって集まるといことですので。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉紀男委員長 それでは、ないようですので、この件はそのようにいたします。

続いて、番号26、戸上委員の提案していただいております26番目の件です。決算審査の提言の件、このことについて、事務局。戸上委員から説明していただいで結構です。

戸上委員。

○戸上 健委員 戸上委員提案ということになっていきますけれども、これもこの間の10日の議運で委員長の私案をつくってきょうの議会改革特別委員会に出せと、たたき台にせえということでしたので、そういうふうになりました。

別紙添付しましたので、ご照覧いただきたいというふうに思うんです。

3月の予算委員会で、副市長から決算審査の提言について二つの要望が出されました。これは我々決算委員会で新年度予算に反映させる提言を議会としてまとめて提出しました。それがある程度反映されたわけです。今度は、執行部側のほうから逆提言を議会のほうに出されたと。それがその二つです。

1点目は別に問題ないんですけれども、これは提言書を早めれば済む話で、問題は二つ目の縮小や廃止が可能な事業について、これは副議長から指摘がありましたけれども、「ついて」というふうになってはいますが、「ついても提示されたい」ということでした。

それで、議会としての基本姿勢ですけれども、この縮小・廃止というのは関係者にとって身を切る改革になりますので、議会基本条例の第3条、議員の活動原則、第2項、議員は一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福利の向上を目指して活動しなければならないと、こういう原則をうたっております、我々は。ですから、僕で言えば、地元安楽島を優先して安楽島の事業であつたらこれはあかんと、廃止はまかりならんというようなことを言うたらいかんよと、全体の合意に即してするということなんです。

それから、縮小・廃止事業のリストアップというのは大胆かつ慎重に行うと。既得権にとらわれず、大所高所からメスを入れると。そしてそのときも慎重にということですので、決定する場合には関係者からよく事情を聞いた上で議員間討論をして全会一致を旨とすると。

尺度ですけれども、これどうするかと。これも議論していただきたいというふうに思うんですけれども、僕の私案としては、そこに四つ挙げました。

地方自治法の2条14項の有名なくだりですけれども、こういう法規定に依拠して予算と決算の乖離が3割以上2カ年間に及んだ事業を仕分け対象としてリストアップする。

二つ目は、補助金、負担金について、補助金受給団体の会計が補助金の倍以上の余剰金、積立金を持っているケースをリスト化する。

それから、総合戦略各事業のうち、KPI指標の進行度合いが当初目標年度の50%に達しない事業について俎上にのせる。

それから、おのおのの議員が日ごろの議員活動を通して縮小・廃止該当案件と認識している事業についても、尊重して議員間討論に付すと。

実行方法ですけれども、決算委員会の前日まで、9月です。そしてこの廃止・縮小対象というのは、決算の審議の中で明らかになったものです。ですから、当該の年度中に執行中のものは該当しません。議長を除く全議員が一つ以上、みずから問題意識を持って調べた廃止・縮小事業を抽出し、理由書を付記して議会事務局へ提出すると。1期目の議員の皆さんももう3年たつわけです。そやもんで、大体年間に300事業あります、政策経費の事業が。それぞれについて、これはもうちょっと縮小したほうがいいと、ふやしたほうがいいと、これは廃止したほうがいいと、いろいろそれぞれの問題意識を持ってござるというふうに思うんです。それを一つ以上、いやもう二つ、三つ、五つ、幾つでも結構なんです。少なくとも一つ以上。それから決算委員会の審議を通して議員間討論の中で縮小・廃止該当事業をリストアップする。それらの全事業から三つ前後の事業に絞って議会としての特別調査チームを編成し、調査検閲権限を付与して現場実地踏査など正確な実態をつかむ。チームの報告書に基づいて決算委員会全体として当該事業対象者の意見聴取会を開いた上で市長へ提言する。それから、リスト化した全事業については、正副議長が判断して執行部への意見として付記するというのが、僕もまずまずたたき台中のたたき台です。

以上です。

○坂倉紀男委員長 戸上委員からの説明は終わりました。

この件について、委員の皆さんのほうからのご質問やご意見はございませんか。

片岡委員。

○片岡直博委員 戸上委員の本当に厳しいというか、これを提案があるんですけれども、きょう午前中に財政課の説明もあったように、収入、身の丈に合った予算というか、やっぱり理事者側から提案があるべき姿やと思います、本来は。議会はそれに対するチェック、あるいは一般質問等々でただしていくんが本来の筋なんではないかなと。もう本当に書かれているこの大所高所からメスを入れるという、この辺の表現すごいと思うんですけれども、ちょっと議員のポジションからいくと、うんというふうなところがあります。本当にこれでいいのかなというふうなちょっと気がします。

以上です。ちょっとはっきりしたこうこうというふうな意見持ち合わせていませんけれども、うんというところがあります。

○坂倉紀男委員長 発言の内容に問題があるというんですか。切り込み方に問題があるんですか。

片岡委員。

○片岡直博委員 基本的に予算執行権というのは理事者側から提案してくるんが本来の姿だと。それに対するいかノ一か、多いか少ないかという判断は、一般質問あるいは委員会等々で質問すべきところであるんだと思います。ですから、このこの書かれている廃止事業決定は事業対象（団体、受益者、関係課）等々の意見を聴取した上という部分、こういうふうになってくると少し逸脱しておるような。議員活動の中で提案するんらしいんですけれども、二つの理事者側が寄るといふような感覚にちょっと思えるんです。何となくですよ、

何となく。

(「何となくの意見やな」の声あり)

○片岡直博委員 申しわけないけれども、そのぐらしか。

○坂倉紀男委員長 河村委員。

○河村 孝委員 戸上委員から提出していただきました。まずやってみようということで、この決算のあり方、予算のあり方というものを改めてきました、前向きに。次にこの出た課題が、執行部からこういう提言があったというところで、じゃ議会としてどういう答えを持とうというすばらしい提案を僕はいただいたと思います。

予算に関する提言もそうだったと思うんですけども、皆さんの意見を吸い上げていただいて、議会としての意見はこうですという意見書だけだったと思うんですよ。それを当然片岡委員おっしゃるように、予算の執行権は執行部側にあるわけやから、それを最終的に議会からそういう提言をもらって採用する、採用せんというのは、どこまでいっても向こうの裁量でいいと思うんで、何らこの戸上委員が提案していただいたことが議会の範疇を超えているということは、僕は感じないなと思うのが1点。

ちょっと中身についてお伺いしたいのは、議会としての尺度を明確にするということで、丸の2番のところなんですけれども、補助金受給団体の会計が補助金の倍以上の余剰金、積立金というものの調べ方というのは、戸上さんの中でイメージみたいなものがあれば教えていただければ。

○坂倉紀男委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 まず、片岡さんのご指摘ですけれども、そもそもこれは議会がこういうことをするというのは、執行部側からしてくれという要請があったものとするわけで、だから我々が執行権を逸脱するとか、そこに踏み込むということではさらさらありません。彼らの要望に即してすると。

それから、この調査事項の中にも、以前から世古さんがその事業仕分け、これも議会としてやるべきだということは指摘がありました。国会のほうでも前は民主党政権下でやっていましたけれども、当然、行政機関として執行機関のやる項目に対して厳しくチェックすると、それを仕分けするというのは、これは当たり前前の権限だと、僕はそういうふう思うんです。

それから、河村さんのご意見ですけれども、補助金の交付規則があります。これによると、補助金を受給する場合は事業計画書、それから予算書、それから事業を推進したその報告書、事業結果報告書、それから決算書、それから領収書、それらを全部添付してから補助金を受けるということになっています。何でもかという、公費なもので、幾ら補助団体といえども厳格にしなければいかんわけです。それが、補助団体が十分自分のところで自力運営できる財力を持ちながら市から補助金を受けると、これはもう本末転倒なわけです。それが自分のところではできないから、市から仮に1割でも2割でも補助金をもらって円滑な運営をするということになるわけです。

しかし、以前に全部の補助団体のその五つの決算書、それを調べたところ、剰余金、いわば貯金ですわな、団体の。それが仮に100万円補助金を出しておった場合に、200万円剰余金があるのに、もうずっと補助金を受け続けているという団体もありました。それを僕の先輩の幸子議員が一般質問でやりました。ですから、そういうことを議会として目に余るものについてやろうということなんです。ちょっとメスが入っていないというふうに思います。

これは、相当調査チームがねじり鉢巻きで取っかからないかんというふうに思います。そやもんで、もう最初は仮に10の補助団体なら10の補助団体をピックアップして、そしてそういう調査をすれば、それから監査委員が毎年指摘していますわね。この補助団体がこういう会計のやり方が領収書が足らんとかなんとかと
いうのがあります。そういう一部ずさんな経理をしておる補助団体ですもので、そのあたりをちょっと抽出して議会としてやるかということになろうかというふうに思うんです。

○坂倉紀男委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 はい。河村さんの質問、それでよかったか。

○河村 孝委員 議会としての調査権の権限の範囲がどこまであるのか。任意で向こうが受けてくれるのか、いや、強制的にそこまで調査する権利があるのかという、議会としてはどうなっているんでしょうか。大丈夫な
んですか。

○戸上 健委員 予算を執行しておったら、その予算がどういうふうに使われておるかというのは権限の範囲内
やと思うけれども。そうやな。

○坂倉紀男委員長 次長。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 すみません、いつも決算の認定を議案として執行部から出てくるときに、常
任委員会へ付託する際に、地方自治法の98条を命じて委員会に付託しています。その98条というのが何か
というと、検閲、検査及び監査の請求という項目がついていまして、その部分は何かといいますと、自治法の
条文でいきますと、普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、
教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会もしくは公平委員会等に法律に基づく委員会があったらそうなん
ですけれども報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができるということにな
っていますので、今、その前に戸上委員さんが申し上げられた計画書、それから実施報告、それから請求書と、
それで決算というのを検閲することができるというふうになっていますので、実際、補助金等の事業があつて、
それについての書類を見たいということであれば請求することができるというのが議会の役割ということにな
っています。

以上です。

○坂倉紀男委員長 世古委員。

○世古安秀委員 この戸上決算委員長の改革点については、非常にこの間の議運での議論をもとにいろいろと考
えていただいて出してもらったと。いい案かなというふうに思っております。

そこでちょっと私が思うのは、その補助金についてでも、その補助金の金額がいいかどうか、高いか安い
かということは一概に言えないところもありますので、本来ならば鳥羽市がやるべき事業をその団体に補
助金を出してやっぱり執行している、事業を行っているというふうなこともありますので、一概にその金額
だけでいい悪いというのがなかなか図られへん部分もあるんじゃないかなということが1点と、もう一点はその
リストアップですけれども、このここに書いてある補助金受給団体の会計は補助金の倍以上の剰余金、積立金
を持っているケースをリスト化すると。これ議会のほうが一つずつチェックをして、この団体の補助金どう
なにかというふうなことをチェックをするというのは大変な作業ですし、私はその執行部にこの基準にオーバ
ーしておるようなところに対しての報告を求めたらいいと思うんですよ。

この基準さえ示して、この基準に対してどの事業がオーバーをしていますかということだけ、それをリストアップを執行部に対して回答を求めるといふにすれば、執行部は常にその事業をやっただけその団体が持っておるか、貯金があるかということもつかんでいるわけですから、それをただ僕はその基準以上の部分だけ議会のほうへ報告してもらったらいんやないかなと。これ議会のチームを組んで、これ一つずつチェックするというのはとてもできるようなことやないと思いますんで、その辺は僕は執行部のほうにその回答を求めて、その中からどれを協議していくかということ今度議会がその中から選ぶ、取捨選択をするという、そういう手順でやったらいいかなというふうに思います。

以上。

○坂倉紀男委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 まず各課が補助金団体を選んできて、それに対して補助金をつけるんですけども、民間ですから、本当に何割とはよう言いませんけれども、二重帳簿をやっぱりつくっておるわけですね。うちがもしか100万円出しましたと。100万円に対しての決算書類しか出てこなかったのが僕の監査のときには何件もあったもので、全部出せと、全体のあれを出せと言うたら、何千万円も入っておるような団体がありました。それを自分らの事業、これはなぜかという、先ほど言われたように鳥羽市ができひん事業を委託するとかそういうのがあって、それに対してはそれだけでええという下の中身の要望がやっぱり薄いん違うんかなと。そういうのは現に今でもあると思います。

ずっと長く続けておるようなものもある中でも、ボランティアで事業を行うんやけれども、ボランティアに参加する人からお金取っておるような事業がかなり鳥羽はふえておると。皆さん知っておるといいますよって言いませんけれども、そういうのはやっぱり補助金対象じゃないと。そして、法人の持った、NPOなんか持っておったら、うちが補助金出すということは民間からかなり出ています。民間の企業なんかは、社会奉仕やというてNPO法人団体にかんりの補助金を出すような会社がどんどんふえています。

そういうのも全部見た中の精査をしていくことが一番大事なと思っておりますので、これはもう戸上さんが書いてあるように、本当に尺度をやっぱりしっかりとつくること、それは本来はNPO法人なんて目的は自立ですから、補助金もらって賄っておるんじゃなしに自立やで、目的は自立なんですから、そこをやっぱり勘違いみんなしておるんではないかなと思っております。それはやっぱり尺度をうまいこと決めておくことが一番大事なと思っております。

本当に受給団体の中身を明確に出せるかという、そこがまた民間に対してやもんで、出るか出ないかはやっぱりその質の問題やと思っておりますから。そやけど、尺度をしっかりと持っておれば、それはそれに当てはまってくるんかなと思っておりますので、それは戸上さんの尺度を明確にするというところはもうすばらしいん違うかなと思っております。

以上です。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

議長。

○浜口一利議長 議論がもうちょっと前へ行き過ぎていくような感じもするわけなんで、ちょっと言いたいと思うんですけども、決算の議会からの提言という形で昨年やったわけなんですけれども、その副市長の言葉と

いるがあると思うんです。それに対する一つは、提言書を予算策定に間に合う10月中旬をめどに提出されたいという部分、これを果たしてその期間でできるかどうかということもあると思うし、縮小や廃止可能な事業について提示されたいということなんですけれども、今の議会の中で、決算の中でそれがすぐ返事できるかという問題があると思うんです。

戸上委員のほうから委員長としての私案という形で提示されたわけなんですけれども、本来この形が議会としては正しいかもわかりませんが、今の段階でこの全てを実行しようとするのが当然難しい部分というのがあると思うし、もう本当に議員の方々も毎日出てこなければいけないような状況もあると思うので、そのあたりを考えながら、これに近い方法でどんな効果が得られるかということから議論もしていただいて、この私案の中でこの表のところに、各議員が日ごろの議員活動を通して縮小・廃止該当案件と認識している事業についてという、このあたりの部分を話し合った中で縮小とかということであればそれでいいと思うんですけれども、縮小とか廃止とかとなってくると、それなりの調査とか、本来どのような形でやっているかということまで深く追求した上で提言・縮小ということをやっていくかと思うので、なかなか一度にこれを実行しようとするのが難しいということもあろうかと思っておりますので、できるだけこれに近づけるような方法を議会としても仕組みづくりというんですか、今さら仕組みづくりも何だと思ってしまうんですけれども、そのあたりでちょっとやってほしいなというような私の意見なんですけれども、それも踏まえていろいろ議論をしてほしいと思います。

○坂倉紀男委員長 広子委員。

○坂倉広子委員 この3月で決算委員会をやって、4月から新しく予算化されて、市全体としての事業費が回ったわけなんですけれども、私ちょっと回らせていただいて、住民の方から少し聞く意見として、予算が大分削られているところもあるという声を市民の方からも聞いております。やはりそれはなぜかというのを聞いていくと、やっぱり税収が減ってきているという現実があると思うんですね。

だから、そういうところでは、私たち議会議員として必要なところに行き、必要でないところはどういうふうにお金を使われているかということは、監査委員の方はもちろんだと思うんですけれども、私たちもやっぱり事業の中身というのはこれから知っていくかといけませんので、大きく言って、結論はこの戸上委員さんが言われたことだと思いますけれども、まず委員会で付託されている部分を、私たち所管のところがありますので、そういうところでどういうふうなことをやっていかなくちゃいけないかということも、一つ皆さん委員会としても共有をして、もう一步深めたことを議員間として共有できたら、これもまた議会改革の一つの一步になっていくのではないかなと思います。

委員長、以上です。委員会だけではないですけれども。

○坂倉紀男委員長 ほかにございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 まず、戸上委員、これつくっていただきましてありがとうございます。お疲れさまでございました。

これいろいろ見させてもらって、いろいろ思うんですけれども、実行のところとかで、決算委員会の前日までに全議員が一つ以上出してくださいねというのを、ここでまずリストが出てきますよね。そうやって委員会

やっていく、決算委員会重ねていく中で、その決算委員会の審議を通し、議員間討論の中でまたそういうものがリストアップされてくる、それを絞って三つ前後にということを書かれているんですけども、そこからチーム編成を行って調査、そしてその報告書を受けて意見聴取、提言に持っていくやというところで、これ多分スケジュール的にかなりハードになってくるのかなと思うんですよね。

それ以外にも、例えばここでリストアップされてきたものでとか、各議員が縮小とかという認識しておるやつも議員間討論でするよと言ってくると、まあまあ結構なスケジュールとボリュームになってくるので、この「特別調査チームを編成し」というふうに書いてもらってあるんですけども、ここに係るものがすごく大きくなって来るんだらうなというのがまず想像できるのと、今回からこれをやろうというのでは、これは僕、正直言って無理やと思うんです。できるのであれば、この取りかかっている30年度の新しくこの4月から始まってきた事業の中でどういうものをある程度チェックつけながらやっていって、次の9月の決算、今回の事業が終わった決算でそこを整合性とりに行くとかというんやったら僕できると思うんですけども、既に終わっておる29年度に対してこれをやろうとすると、僕はちょっときつ過ぎると思うんですよ。

なので、僕この決算委員会前日までに出してもらわんじゃなくて、いうたら3月で事業が終わっておる、そこから半年あるわけですよ、半年あるんで、僕はその間でええと思うんですよ。この前日までやと確実にパンクが見えてくるのかなと思うんで、もう終わった瞬間からでも全然その辺はできるかなというので、この辺はまだ検討の余地はあるのかなというのがあるのと、あとこのあたりの予算と決算の乖離が3割以上、2カ年に及んだ事業ですとかKPIのところの50%、この辺の数字とかというの、こちらとして根拠的なもの、何で3割以上が2年なんやとかという部分についても、ある程度説明できるようなあれは要るのかな。この辺は感覚的なもので済ませておったらあかんのかなというのがあるんで、何でじゃ僕ら議会としてこの3割が2年に及んだやつをリストアップしてよこせとかというところもはっきりしてあげたほうがいいかなというふうなところは思います。

何となく今年度からやるようにするとすればちょっとしんどいというか、なかなか進められへんのじゃないかな、中身のところまではというような気がするんで、これをやろうと思うんやったら、次、今度30年度の事業に対する決算をどう迎えるかというような感じで準備すれば、僕はいいかなというふうには思います。なので、今回の9月に行われるであろう29年度の分に関しては、この辺の中からどれかをリストアップ、全部やろうとするんじゃなくて、どれかをリストアップして、どれかをやってみようかなというふうなところの試験段階的なものでいいかなというふうには思います。

○坂倉紀男委員長 片岡委員。

○片岡直博委員 基本的なことなんですけれども、予算、執行部で3月に予算を提案されて認めるわけですよ、認めたやつに対して事務側がそれを採点というか、これがいいか悪いかという。何というか、認めた予算に対して、いや、それが縮小せないかとかどうのこうのというのは、当初予算の段階で意見を言うべき筋論やと思うんですよ。認めたやつに対してこれがええというのは、それは何か……

(「いやいや、それやったらもう決算が要らん話になる。それを認めてやってもらった上での評価ですので」の声あり)

○河村 孝委員 だから、その予算の執行状況……。

(「何で決算委員会やるかということやな」の声あり)

○坂倉紀男委員長 どうですか。今の片岡委員の意見に対して。

戸上委員。

○戸上 健委員 皆さんから出された意見と、それからスケジュール的には非常にタイトというのは、これはそのとおりで、事前に議長に僕呼ばれたときも、スケジュール的にはどうだという懸念がありました。ですもので、これはもう一遍スケジュールはどういうふうにしていくかということは再検討が必要だというふうに思うんです。

それから、山本委員から出た30年度、29年度はどうかということですが、あくまでもこれは決算委員会の中で浮き彫りになった縮小・廃止事項ですので、それに対する提言ですので、この9月というのは29年度の決算に対する、事業に対する提言です。

私が一つ尺度にした3割、2カ年というので、29年度決算の中でこれ当初予算と決算で3割の乖離があるとした場合に、その事業はじゃ28年度はどうやったかということで振り返るという意味であって、28年度も27年度もずっとさかのぼっていくということではありません。あくまでも29年度決算、当該の決算委員会が審議する決算事項についてだけ遡上するということです。

それから、3割と50%の尺度の根拠ですが、これも僕はきちんと係数をはじいて、AIで算出してというものではさらさらありません。もうあくまでも概算で、目分量でこの程度だろうというので、これはもう皆さんでもんでいただいて、3割やなしにやっぱり半分ぐらいまでレベル下げたほうがええんやないかというようなことであれば、これはもう決定すぐにしていただきたいというふうに思います。

それから、今年度からというのはしんどいやないかというのは、それはあろうかと思えますもので、新しい、もうそうなると次年度ということになりますと顔ぶれがみんな変わっていますから、みんなやないけれども、ある程度変わりますんで、そこでもう一遍もむということにもなろうかというふうに思うんです。そやもんで、もし皆さんの合意が得られなければ、この29年度決算、9月決算委員会は、例えば皆さんから一つずつぐらい出していただいて、もうみんなあると思うんだ。僕もあります。そんなものもう早う廃止したれよと、何でこんなものしておるのやというのは、僕はもうかねてから言うておるものもあります。それはお持ちやというふうに思うんですわ。それを出すと、決算の審議の中でちょっとこれはだだくさやないかというような、この去年の決算委員会でもあったはずなんです。ですから、それらを出してやるということです。

それから、執行権を片岡委員おっしゃるけれども、予算を認めたからそれは全部我々はそれで万歳かということではありません。執行権に基づいて市長が予算を編成する、編成権は市長にあります。それを吟味して、審議して本当に市民のために使われたのか、最少の経費で最大の効果を挙げておるのかということを検証するのが我々議員、議会の役割であって、そこを省いたら我々の存在価値はありません。そやもんで、予算には賛成したとしても、その使われ方が、俺はこれは100%こういうふうにするからということで賛成しておるんやと。ほんならこういうふうに使ってへんやないかと、この決算と、それから現地調査行ったらということになろうというふうに、それが決算委員会の役割ですので、そこをぜひ片岡委員もプロの目でいろいろ深めていただきたいというふうに思うんです。

それで、何で議運でこの件と、それからさっきの毎月やろうということが浮き彫りになったかという、

3月の市民意識調査で議会に対するアンケート、これが発表されました。この4年前と比べて我々議会に対する関心度、これは低まっておるわけやさ、アンケート結果を見ると。これだけ議会が努力してきて、なおかつ低まっておるといふことでは、一体何をしておったんかということなんです。我々は非常に頑張ってきたといふふうに思うけれども、市民の目からすると議会の姿が見えやん、発信力が弱い、政策提案、何しておるのかわからんと、それで人数は多い、報酬は高いということになるわけなんですわ。そやもんで、こういう我々が俗に言う仕分けをやって、事業調査をやって、その状況を現場へ行ってチームで調べて、その姿をまず発信すると、市民に見てもらってということが議会全体の力量アップになるんやないかと。

それから、全議員に一つずつ出してくださいと僕は言うたのは、頑張る議員に任せておいたらええと、俺は余り物を言わんでもええということでは、議会の関心度、アンケートの結果にあらわれてきておるといふふうに思うんですわ。

僕は非常に胸に来たのは、ちょっと話が余談になって申しわけないけれども、予算委員会の最後に退職課長の挨拶で南川建設課長が、議員の皆さん、あと1年ありますと。4回一般質問の機会がありますと。全員が4回やってくださいと言うたんやわ。課長からやで、追及される課長から議会があんなことを言われて、僕はもう一方で業が沸いたのととも、議会の情けなさというのを痛感したわけですわ。そやもんで、やっぱり議員一人一人、幹ちゃんがよう言うけれども、スキルアップをするためにはどうすればええか。議員個々の個人責任に僕は任せておいたらいかんといふふうに議運で言うたんですわ。そして、もうみんなですべてスクラム組んで、みんなで力を合わせて議会力を上げていこうやないかと。そのためには、今回の決算のこのいわば仕分け、事業評価、これで自分で勉強してもらって、決算委員会までに。まだ半年あるもので、それは哲ちゃんの言うとおりの、日ごろ気づいたやつをその半年間の間に上げてもらったらええといふふうに思うんですわ。そういうことを私はまずやっていく必要があるという思いがベースにあるということをご理解いただきたいと思うんです。

それで、今回あくまでも私案のたたき台の第一歩ですもので、そやもんでもう至らん点いっぱいあるといふふうに思うんですわ。僕の大ざっぱな問題提起といふふうに受けとめていただいて、そしてもっとこういうふうにして、ああしたらいいというのは、皆さんから本当にそれこそ文殊の知恵を集めて、決算委員会までにちょっと間に合わせていただきたいといふふうに思うんです。ちょっと言い過ぎまして申しわけない。

○坂倉紀男委員長 山本委員。

○山本哲也委員 これ例えばなんですけれども、さっきの25番にも関連してくるんですけれども、予算委員会開いてもらって、これの進め方を協議してもらおう場とかというのをやってももらってもいいのかなと思うんですけれども。これはこの場で話さなアカンことではないですものね。手法については予算決算常任委員会を開いていただいて、これをどうやっていこうやというのをどんどん委員長が招集かけてもらってやっていただくのは、僕はありかなと思うんで。

○戸上 健委員 これは議運の仕事か、それとも議会改革の仕事か、予算決算委員会の仕事かというのはちょっと思っておるんさ。

○山本哲也委員 そうです、そうです。こういうふうになりますよというのは、ある程度議会改革、この中で皆さんこういうのを答えようやといふふうなところだけ皆さん納得してもらって、その手法については、もう

その開催する各委員会の中でどういうふうにやっていったらええんやろうなというのを検討してもらったらいいかんと思うんですよね。これやとペースがどうしても落ちてしまうかなと思うんですよ、この委員会でやろうと思うと。坂倉委員長はこれを毎月招集してもどこでやるかは別にいいんですけども、招集して……

○戸上 健委員 やっぱそれは正副議長の判断やと思いますよ、常任委員会でそれをもんでもらうかというのは。それで議長から決算委員会でやれと、戸上やれということであれば、僕、招集させていただいてやりませけれども、これは本来であれば議会改革の場か、この場か、議運の場かやな。やっぱみんなおったほうがええな、議会改革の場がええやないかというふうに思うんです。

○山本哲也委員 予算やと全員入っていますんで。

○坂倉紀男委員長 事務局。

○中山書記 話し合っていたくのは、山本委員の言っていたような内容でもいいのかなと思うんですけども、最終的には一度また議会改革の場で確認をしていただければと思ってまして、事務局としても、委員会がどこまでやれるんかですとか、いつからやったらいいのかとか、どういう手続を踏んでやらなければいけないのかというのは、まだまだちょっと提案できないような状態ですので、それも一緒に皆さん案をいただきましてできればと思いますので、よろしく願います。

○坂倉紀男委員長 よろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 また議長から指示をいただければというふうに思います。

○浜口一利議長 これを即このような形というのは、当然なかなか難しい部分があるかと思いますが。山本委員の言われたように、決算委員会の中でそのメンバーで寄って、議会改革の中で承認してもらってという形がいいとは思いますが、そのような形でこれを進めていければ本当にいいと思うし、さっき戸上委員の話の中で、市民の中の意識調査で議会がどんなに頑張ってもどんどん低くなっていくというのは、本当私も残念なんですけれども、きょうのこの放送を聞いていただければもうちょっと上がると思うんですけれども、ただ、問題は、市民の方々は自分がちょっと影響がある部分については、本当に注目しているけれどもという部分はあろうと思うんですけれども、ただ鳥羽市議会としては一つ一つこのような形で、委員会の活動も通じてみんな全員の中で協議してやっていけば、おのずとその道は開かれてくると思いますんで、きょうは本当にいい話ができたとします。まとめたらあかな、ええかな、まとめて。

(「まとめてください」の声あり)

○坂倉紀男委員長 ほかに。

広子委員。

○坂倉広子委員 坂倉紀男議長のときに議会基本条例を制定して、それで12年たったわけなんですけれども、やっぱ私たちもずっと年に1回ずつ研修会もしてきたので、提案といたしまして、廣瀬克哉さんに講師に来てもらっていますよね。なので、そのやはり検証も、また議会改革のこれからのあり方とか、そういうふうなことも含めて、研修もぜひ呼んでいただいてやっていただきたいなというのをお願いしたいと思います。

○坂倉紀男委員長 結構なご意見をありがとうございます。

戸上提案について細かく本人からも説明がありましたけれども、ほかに意見なり質問なりございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 僕もまだ手探りですもので。

(「これを提案していただいたことがありがたい話ですよ」の声あり)

○戸上 健委員 委員の皆さんでずっともんでいただきたいというふうに思います。

○坂倉紀男委員長 いつも私も申し上げるように、基本条例でもうたわれていることですから、実行に一步も二歩も入り込んできたというふうに、きょうは大変うれしく思っております。

そういうことで、質問、質疑ございませんでしたら、これでこの会議を閉じたいと思いますが、いかがですか。

(「委員長、その他で」の声あり)

○坂倉紀男委員長 はい。

○河村 孝委員 その他事項で1点ありまして、きょうの議会改革の話の中で非常に重要な話が幾つか出てきたと思うんです。議長、副議長はそれまでにこういった内容を審議するというを事務局と相談してわかってみえるとは思うだけけれども、僕らにはこれきょう丸のついたところを見せられて、きょうこれをやりますという話しか、きょうの時点でしかわからないわけですよ。当然こういう重要な話が出てくるときは、できれば事前に議会改革の委員会できょうこういうことを議論しますよというものを、資料をできるだけ前もって添付していただけると、それなりに自分の考え方をまとめることもできるし、勉強もできるかなと思うんで、そういうことをぜひ検討していただきたいと思うんですけれども。

○坂倉紀男委員長 はい、よくわかりました。

ほかにございませんか。よろしいですか。

○清水事務局長 事前に配付するようにいたします。

○河村 孝委員 いや、i P a dで見られるようにだけしてもらえれば。

○坂倉紀男委員長 局長もこう言っていますんで。

それでは、この件はそのようにいたします。

ご協議いただく案件は以上です。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○坂倉紀男委員長 これをもちまして議会改革推進特別委員会を終了し、散会いたします。長い間ご苦労さんでございました。

(午後 2時07分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年5月15日

議会改革推進特別委員長 坂 倉 紀 男